

令和1年5月31日
30年中間貯蔵施設地権者会
会長 門馬 好春

5月11日（土）第5回定期総会が会則に基づき開催・成立し第1号議案から第6号議案について、会員の皆様にご承認を頂きました「令和1年度事業計画等」の主な内容を含めて第13回目の会報としてお届けさせて頂きました。

会員の皆さまには引き続きのご支援ご理解をよろしくお願い申し上げます。

1. 【環境省説明会】第4回環境省説明会

2月2日（土）10時から12時30分までいわき市文化センターにおいて、福島県等からのご出席も頂き第4回環境省説明会が開催されました。環境省から持参配布資料に基づいた説明の後、皆様からトラック輸送等の安全対策の改善等を求める多くの質問や要望と共に環境省の不公平・不適切な用地補償について見直しを求める声も多く出されました。

具体的な内容は、既に送らせて頂きました環境省回答書（3月28日付）の通りです。

〈門馬会長挨拶の様子〉

〈環境省松崎調整官質問等対応の様子〉



1. 【第5回定期総会内容】

冒頭ご報告の通り、すべての議案につきまして全会一致で可決・承認を頂きました。

内容は同封の定期総会資料（各議案の案削除）の通りです。今回は質疑・応答で皆様から積極的なご質問やご意見ご提案が多く出され、当会の運営上も活発な場となりました。

皆様のご意見等をも踏まえてより実りのある活動をさせて頂きます。

本当にありがとうございました。

〈門馬好春会長挨拶の様子〉

〈門馬幸治議長選任後の議事進行の様子〉



3. 【環境省との団体交渉内容等】

(1) 3月14日(木)第35回団体交渉を東京神田で行いました。環境省藤原調整官と伴野用地総括課長に土地価格・地上権補償の矛盾を指摘したときは「矛盾がないから矛盾がない」でしたが今回は「妥当と判断したから妥当と判断した」と論理も滅茶苦茶な回答でした。

間違った不公平な補償を継続していることによりその綻びが大きくなり、回答が出来なくなっていることがよく分かります。

また、2月4日の災害死亡事故や輸送トラックの安全対策にも熱意が感じられない説明でした。以上の結果、環境省が6項目の宿題持ち帰りとなりました。

4月1日付けで両人は国交省に戻り、同日付で退職となりましたが、異動に当たり、当会からは後任者に対する漏れのない引継ぎを行うよう強く申し入れました。

(2) 4月26日(金)第36回の団体交渉を東京神田で行いました。先ず、4月1日国交省からの新任野村調整官等に、前回交渉時の宿題持ち帰りの確認を行った処、持ち帰り6項目中、2項目だけの引継ぎ確認でした。その後の交渉の中でも引継ぎや交渉準備が不十分なため、同調整官に対し猛省を促し、次回交渉での再宿題持ち帰り等の回答を確約させました。

用地補償についての国内統一ルール「要綱・基準」の理解は当会と同じ理解をしておりましたが、そのルールを中間貯蔵施設に適用しないのはなぜかと迫ると、途端に歯切れが悪くなりました。そして事業が違っていると回答しましたが、道路でも鉄道でもルール上の算定方法は同じではないかと追及すると中間貯蔵施設は特殊「例外」だとも取れる説明を始めました。

(3) 5月28日(火)第37回の団体交渉をいわき市文化センターで行いました。今回も前任調整官が認めた「修正と訂正」や平成29年7月の第20回団体交渉で合意した内容「それ以前の契約者との契約・登記の変更」についてもそれを否定した説明を始めました。

また、土地の使用補償については前回交渉時宿題の1つとして持ち帰った、明治学院大学名誉教授熊本一規先生の環境省はルールに沿って地代で補償すべきとした意見書「門馬好春

個人調停時東京簡易裁判所に提出」については、「環境省としてはコメントしない」と言う回答でした。この回答に対して、熊本先生から「環境省は回答を逃げたことは反論できないことで、1つの成果を意味する」とのご連絡と激励を頂戴いたしました。

さらに今回の団体交渉では初めて、土地使用補償である地上権設定契約書第12条の返還と原状回復の条項に基づいた協議を開始いたしました。環境省からの消極的な発言に対して、当会から、中間貯蔵施設への搬入増加に伴い、仮置き場の返還の事例が発生しており、それらの現状の課題と問題点を環境省と当会で検証することにより、2045年3月12日迄に返還する中間貯蔵施設の原状回復にも、生かすことができることを強く申し入れました。

〈第37回交渉状況〉

〈右環境省の奥側が野村調整官〉



4. 【両町への報告と要望書提出】

5月29日午前中大熊町新役場庁舎を訪問し永井企画調整課長、志賀用地対策室長に、当会の活動を報告し、情報の共有とご支援をお願いいたしました。

午後は、いわき市植田町の双葉町役場いわき事務所にて、伊澤町長に当会の活動報告を報告し、要望書を直接手渡し支援のお願いをいたしました。

要望書は佐々木清一町会議長へも提出いたしました。

〈伊澤町長へご報告の様子〉

〈要望書提出後の様子〉



5・【今後の活動方針・予定】

国・環境省の基本交渉方針は、公共事業に関する法律や補償基準要綱・同基準等国内統一ルール外の不公平・不適切な低い補償であることは十分に理解しているが、何とかこのまま逃げきりたいということではないかと強く感じております。

地権者がわからなければ、知らない人が悪いという論法で進めています。

「補償価格・安全・除染・汚染土再利用・2045年3月12日迄の返還と原状回復・福島県外最終処分場建設と同処分場への搬出・復興等の課題と問題」等々然りです。

当会は福島県・大熊町・双葉町へのご報告と情報共有を図りご支援を頂き、各専門家の先生方のハイレベルな知見をもってご指導を頂き、マスコミには情報提供を行い諸活動に取り組んで参ります。今後も会員の皆様と共にルールならびに国の約束等に基づいた正しい声を出し続け、国・環境省の間違いを糾し是正を求めていきましょう。

なお、当会の6月の活動予定は次の通りです。

- (1) 6月中に大熊町渡辺利綱町長への要望書提出を行えるよう日程調整予定です。
- (2) 6月15日(土)は1時30分からいわき市文化センターにおいて第5回環境省主催説明会が開催されますので、皆様のご出席をよろしくお願いいたします。
- (3) 6月下旬に環境省と第38回団体交渉に向けた調整を行っております。

添付書類 (1)第5回定期総会承認資料

(作成者・問い合わせ先：30年中間貯蔵施設地権者会 事務局長 門馬好春)

PC メール mommayoshiharu@gmail.com

携帯アドレス mommayoshiharu@ezweb.ne.jp

携帯電話 090-3533-5515

※問い合わせは氏名を記載の上、メールでお願いします。